

令和6年度当初予算案 259億円（268億円） ※（）内は前年度当初予算額

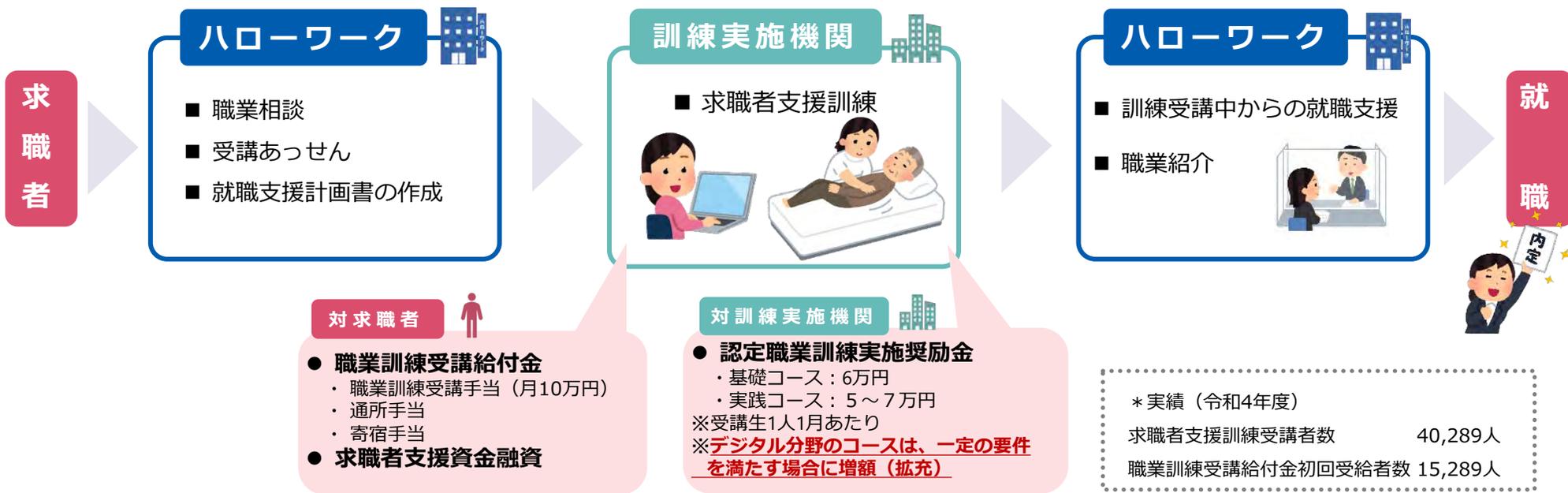
※令和5年度補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者に対する公共職業訓練**を実施しています。

* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

離職者訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者(無料
(テキスト代等は実費負担))
- (2) 訓練期間: 概ね3か月~2年
- (3) 主な訓練コース例
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)
○施設内訓練
テクニカルオペレーション科、電気設備技術科、住環境計画科 等



在職者訓練

- (1) 対象: 在職労働者(有料)
- (2) 訓練期間: 概ね2日~5日
- (3) 主な訓練コース例
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)
難削材の切削加工技術、
製造現場における問題発見改善手法、
実践被覆アーク溶接 等



学卒者訓練

- (1) 対象: 高等学校卒業者等(有料)
- (2) 訓練期間: 1年又は2年
- (3) 主な訓練コース例
((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)
【専門課程】
生産技術科、電子情報技術科、電気エネルギー制御科 等
【応用課程】
生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等



令和4年度 公共職業訓練 実績(速報値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	101,775	-	24,993	-	76,782	-
うち施設内	31,132	86.7%	24,922	87.9%	6,210	83.2%
うち委託	70,643	74.3%	71	44.9%	70,572	74.4%
在職者訓練	105,637	-	65,092	-	40,545	-
学卒者訓練	15,675	96.0%	5,528	99.5%	10,147	94.9%
合計	223,087	-	95,613	-	127,474	-

障害者自立支援給付費負担金

令和6年度当初予算案 1兆5,651億円 (1兆4,728億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費、失われた身体機能を補完・代替する補装具の購入等に要する経費。

2 事業の概要

(1) 介護給付・訓練等給付

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保するため、市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等（※）に要する経費の1/2を負担する。

※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援
訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）
特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付
その他・・・高額障害者福祉サービス費

(2) 計画相談支援給付

障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直し等を行うために、市町村が支弁する計画相談支援給付費に要する経費の1/2を負担する。

(3) 地域相談支援給付

障害者支援施設、精神科病院等に入所又は入院等している障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等を実施するために、市町村が支弁する地域相談支援給付費に要する経費の1/2を負担する。

(4) 補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1/2を負担する。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和6年度当初予算案 36百万円（41百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 補聴器については、近年、消費者トラブルが急増しており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点も指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等に必要な経費を要求するものである。

2 事業の概要・スキーム

- **補聴器販売者技能向上研修**
補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。
- **補聴器の安全で効果的な使用に関する普及啓発**
補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。



適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起

(1)事業概要

補聴器の購入や使用を検討中の方及びその家族等に向け、補聴器購入の前の専門医の相談や「認定補聴器技能者」等の専門知識・技術を持った者による調整（フィッティング）の重要性、万が一の場合の相談先（消費者ホットライン）の案内等を内容とする啓発活動を実施する。

(2)予算額

非予算事業

(3)実施状況

- ・補聴器の使用を検討中の方や御家族の方に購入に当たっての留意点等を示し、自治体に周知。
- ・令和3年2月25日、独立行政法人国民生活センターから「補聴器トラブルを防ぎましょう！」の注意喚起資料を公表。

補聴器トラブルを 防ぎましょう！

※ 聞こえが悪く感じたら...

1-まず、耳鼻咽喉科
(補聴器相談医)
を受診※しましょう。

補聴器が
必要

2-認定補聴器技能者
がいる販売店、認定
補聴器専門店に相
談しましょう。

補聴器相談医と認定補聴器
技能者が連携し、フィッティング
のサポートを受けることができます。



家族や周囲の人の
サポートも大切です。

5-購入後、必要
に応じて機器の
調整やメンテナ
ンスも忘れずに。

3-補聴器販売店で
自分の使用状況
に合った機器選
び、フィッティ
ングを行います。

4-自分に合った
補聴器が見つかり、
納得できたら
購入します。

保証内容など契約内容
を再確認します。

聞こえの改善、装着感・使いや
ずさなどに問題がないか、実際
に一定期間使って確認します。

※ 補聴器相談医からの診療情報提供書があれば、補聴器購入後に医療費控除が受けられる場合があります。



独立行政法人
国民生活センター

(2021年3月25日 発行)

摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和6年度予算案（令和5年度予算額）：23,205千円（19,452千円）

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、摂食障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

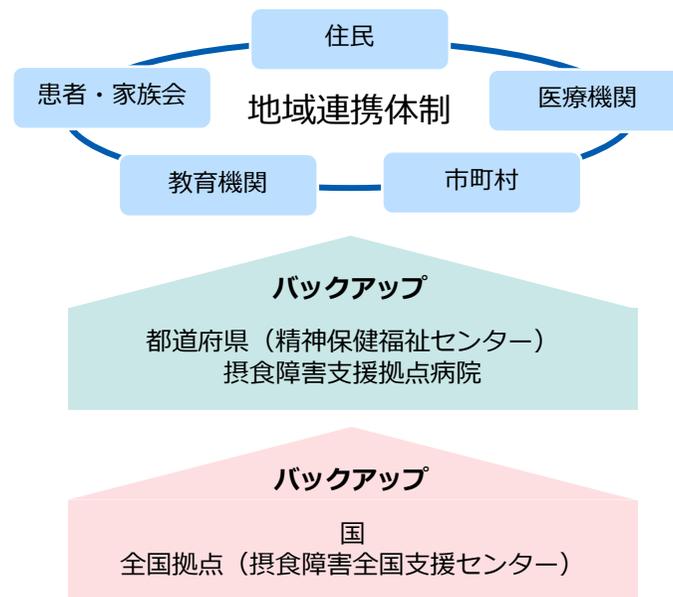
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現
2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

法制審議会家族法制部会における調査審議の概要

令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問



「子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要がある」

令和3年3月～令和4年11月 計20回の会議を実施

- 様々な立場の方からヒアリング
 - ・親の離婚を経験した子の立場
 - ・監護親の立場
 - ・別居親の立場
 - ・DV被害者支援の現場
 - ・家庭問題に関する支援の現場 など
- 外国法制についてのヒアリング
- 父母の離婚が子の心理に及ぼす影響についての報告
- 民法等の規律の見直しについて様々な角度から議論



- 国民の関心が高まっており、様々な意見が対立
- 国民のコンセンサスを得られるような仕組みの検討が必要
- 国民の意見に耳を傾けながら議論を進めることが重要



更なる議論を継続するに先立ち、これまでの議論では出てこなかったような意見も含め、国民から幅広く意見を募集する必要がある

● 中間試案とパブコメの位置付け ●

中間試案は、法制審議会としてのコンセンサスを得た改正案の確定的な提案ではなく、パブリックコメントの手続で国民から幅広く意見を募集するため、各項目についての改正案の一例や考え方等を提示するもの
 パブコメの際には、中間試案に盛り込まれた改正案の一例や考え方等に対する賛否のみでなく、各国民が求める改正案に関する意見を幅広く募る予定
 パブコメ後の議論では、中間試案に盛り込まれていないものも含め、国民から示された意見を参考にした調査審議を予定

中間試案の概要・全体像

- 父母がいずれも子に対する責務を有すること等を明確化 (中間試案第1)
 - ☆ 子を養育する責務
 - ☆ 子の最善の利益を考慮
 - ☆ 子が示した意見を考慮 (中間試案前注1)
- 親権が「親の義務」であることを示す工夫について検討
- DVや虐待がある事案に適切に対応できる仕組みを検討 (中間試案前注2)
- 離婚にまつわる様々な論点について様々な考え方を併記
 - ①親権、②養育費、③親子交流、④養子、⑤財産分与

父母の離婚後も、父母がいずれも子を養育する責務を有すること等は変わらない

日常的な身の回りの世話のほか、養育費の支払や安全・安心な親子交流の実施などによりこの責務を果たしていくことが子の最善の利益の確保につながる

父母の離婚後の親権等に関する論点の概要

(中間試案第2)



チルドレン・ファースト

※親権とは、身上監護権+財産管理権(法定代理権や同意権を含む)

<論点1> 父母の離婚後の親権者

原則として、父母双方を親権者とする。
ただし、一定の要件を満たす場合に限り、父母の協議又は家裁の裁判により、その一方のみを親権者とすることも可能 (甲①案)

父母の双方を親権者と定めるか、その一方のみを親権者と定めるかは、父母の協議又は家裁の裁判により決定 (甲③案)

原則として、父母の一方のみを親権者と指定する。
ただし、一定の要件を満たす場合に限り、父母の協議又は家裁の裁判により、父母の双方を親権者とすることも可能 (甲②案)

親権者は父母の一方のみ
(現行法)

(乙案)

<論点2> 親権行使の方法

身上監護(子の身の回りの世話など)

財産管理・法定代理

(子名義の契約締結等)

別段の定めをしない限り、父母双方が身上監護を共同
父母の協議により、その一方のみを監護者と定めることも可能
父母間の協議が調わない場合は、家裁の裁判により、監護者を定めるかどうかが判断されるが、一定の要件を満たさない限り共同監護となる (B案①)

別段の定めをしない限り、父母双方が身上監護を共同
父母の協議により、その一方のみを監護者と定めることも可能
父母間の協議が調わない場合は、家裁の裁判により、監護者を定めるかどうかが判断される (B案③)

身上監護は、父母の一方を監護者と定め、監護者のみが行う (A案)
父母のどちらが監護者として身上監護をするかは、父母間の協議又は家裁の裁判により定められる

身上監護は、親権者が単独で行う
(※親権者以外の父母を監護者と定めることも可能)

財産管理や法定代理は父母双方が共同して行う。
父母の意見対立時は、監護者が定められている場合も定められていない場合も、家裁の手続により調整 (γ案)

財産管理や法定代理は父母双方が共同して行う。
父母間の意見対立時は、監護者が定められていれば監護者が単独で行い、監護者が定められていなければ家裁の手続により調整 (β案)

財産管理や法定代理は、監護者が定められている場合は監護者が単独で行うことができる。ただし、他の親権者に事後の通知が必要 (α案)

財産管理や法定代理は親権者のみが行う

〔父母双方が親権者の場合〕

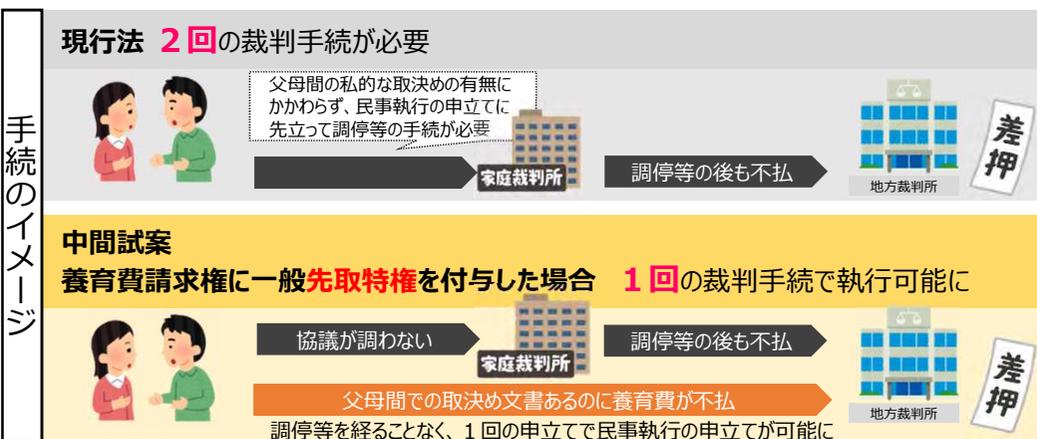
〔単独親権の場合〕

中間試案で示されている考え方の一例
(点線枠囲いをまたぐ組合せもあり得る)

養育費・親子交流(面会交流)に関する論点の概要

養育費関係 (中間試案第3)

現行法	中間試案
<p>養育費の取決めをしなくても離婚可能</p>	<p>甲案 養育費の取決めをしなれば原則として離婚不可</p> <p>公正証書の作成や、法律家による内容確認が必要であるとの意見もあり</p> <p>乙案 取決めをしなくても離婚可</p> <p>取決めの促進のための別途の方策(支援策)についても検討</p>
<p>民事執行(給与の差押え等)の申立てをするには、調停・審判や公正証書による養育費の取決めが必要</p>	<p>養育費請求権に一般先取特権を付与 <small>さきどりつけん</small> ・父母間で作成した文書により民事執行(給与の差押え等)の申立てが可能に ・一般債権者より優先的な弁済</p>
<p>父母間の取決めや家庭裁判所の調停・審判がないと、具体的な金銭債権は発生しない。</p>	<p>法定養育費制度の新設</p> <p>一定の要件が満たされれば、父母間の協議や調停・審判がなくても、一定額の養育費請求権が自動的に発生</p>



親子交流関係 (中間試案第3、第4、第5)

現行法	中間試案
<p>親子交流の取決めをしなくても離婚可能</p>	<p>甲案 親子交流の取決めをしなれば原則として離婚不可</p> <p>法律家による内容確認が必要との意見もあり</p> <p>乙案 取決めをしなくても離婚可</p> <p>取決めの促進のための別途の方策(支援策)についても検討</p>
<p>親子交流の実施の有無・方法を判断するための考慮要素の規定なし</p>	<p>考慮要素を例示して明確化</p> <p><考慮要素の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子の生活状況 ② 子の発達状況及び心情やその意思 ③ 交流の相手となる親と子との関係 ④ 安全・安心な親子交流の可否
<p>婚姻中別居状態での親子交流や、祖父母等と子との交流についての明文の規定なし</p>	<p>婚姻中の親子交流や、祖父母等と子との交流についての規定を整備</p>
<p>調停・審判前の暫定的な親子交流(保全処分)の要件についての特別の規定がない。</p> <p>※ 子の引渡しや養育費も含めた包括的な規定があるのみ</p>	<p>親子交流に特化した調停・審判前の保全処分の規律を新たに創設</p> <p>調停(審判)手続中に親子が交流するための新たな手続を創設</p> <p>現行法を維持すべきとの意見もあり</p>
<p>親子交流を定める調停・審判等の執行方法は、間接強制のみ</p>	<p>調停・審判等の実効性を向上させる方策を引き続き検討</p> <p>実効性向上に慎重な意見もあり</p>

養子・財産分与・その他の事項に関する論点の概要

養子制度に関する主な論点 (中間試案第6)

現行法

未成年養子縁組の要件

原則：裁判所の許可が必要

例外：連れ子養子や孫養子は
裁判所の許可が不要

中間試案

甲案 ①～③のいずれかの案で**改正が必要**

- ①連れ子養子に限り許可不要とする案
- ②孫養子に限り許可不要とする案
- ③例外なく許可を必要とする案

乙案 現行法維持 (**改正は不要**)

- ④連れ子養子・孫養子については
裁判所の許可が不要とする案

養子縁組がされた後の親権者が
誰になるのかが不明確な部分がある。

民法818条2項
子が養子であるときは、養親の親権
に服する。

養子縁組後の**親権者のルールを明確化**

- ・複数回の養子縁組の場合は、最後に
養子縁組をした養親が親権者となる
- ・養親と実親が婚姻関係にあれば、
その両者が親権者となる
- ・養親と実親が離婚する場合は、協議
又は家庭裁判所の判断により親権者
を定める

財産分与制度に関する主な論点 (中間試案第7)

現行法

財産分与の審判の際の考慮要素
や判断枠組みが不明確

財産分与の請求期間 2年

中間試案

- **考慮要素を明確化**
- 分与の割合を原則として2分の1ずつ
と設定

財産分与の**請求期間を延長**
【3年とする案 / 5年とする案】

その他の論点 (中間試案第5)

現行法

調停・審判等の相手方の住所や
財産・収入に関する情報を調査
することが困難との指摘

DV・虐待等の加害者が調停・
審判等の申立てをした場合に、
DV被害者等の応訴の負担が
大きいとの指摘

民事執行の手続が複雑であり、
ひとり親が利用することが困難と
の指摘

中間試案

- 調停・審判等の相手方の住所を
調査する仕組みの拡充を検討
- 財産や収入に関する情報開示の
仕組みの拡充を検討

濫用的な申立てへの対応策や、DV・
虐待が疑われる事案への対応策を検討

1回の申立てにより複数の執行手続を
可能とすることなど、民事執行の手続にお
ける債権者の負担軽減の方策を検討

令和6年度概算要求額 62百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	約1/2		約1/2

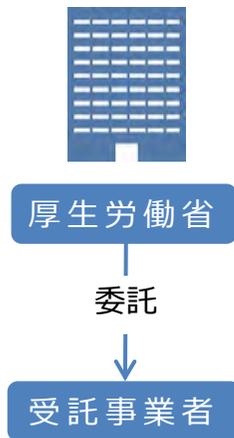
1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和6年度は、法施行から1年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、新たに、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図るもの。

※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援

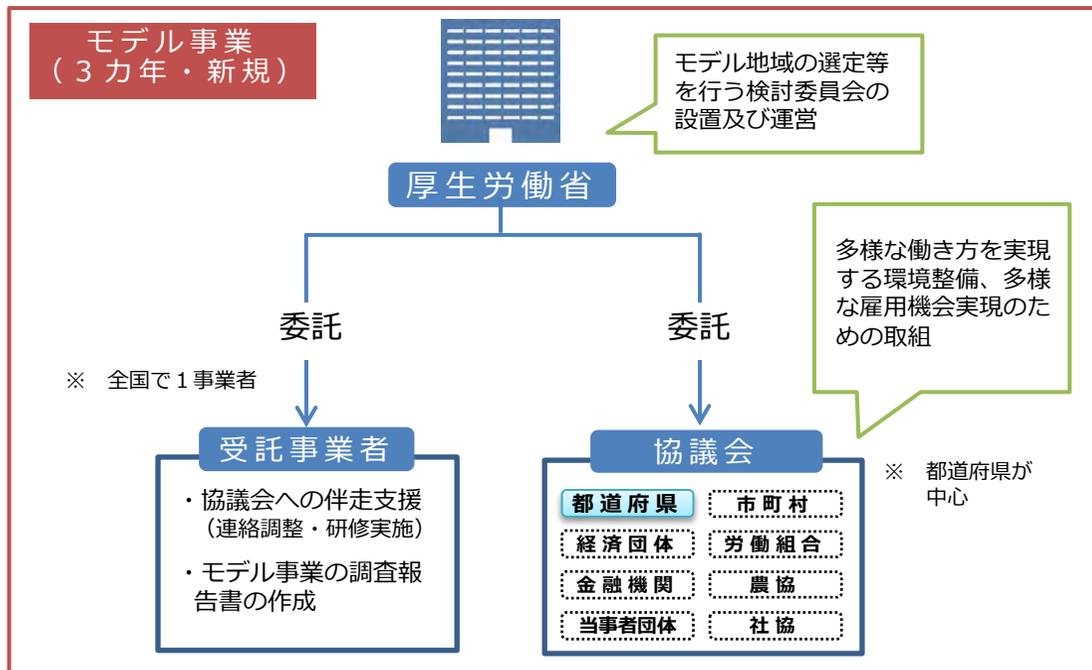


①自治体支援事業

(専門家の講演や設立された労働者協同組合の事例紹介等を内容とするオンラインセミナーを都道府県等と連携して開催)

②普及啓発事業

(特設サイトの運営、メールマガジンの発行)



地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和6年度概算決定額 3億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係1.2億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- ポストコロナにおいて、コロナの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 5次計画では指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めることとされており、役員・管理職への女性登用のパイプラインを全国津々浦々に拡げていくことが必要です。
- コロナの影響により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 1.6億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型
0.2億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 1.2億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- (A) 寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1
- (B) つながりサポート型（NPO活用特化）【補助率】4分の3
- (C) 男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職となる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、コロナの影響により困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

NPO等の連携に関する経費（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算決定額 0.3億円
（新規）

事業概要・目的

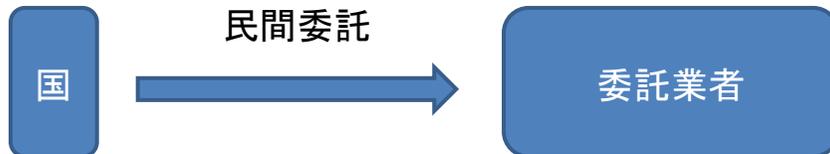
- コロナ禍が長期化し、孤独・孤立の問題が顕在化し、支援機関単独では全ての対応は困難な状況であるため、全国的にNPO等支援を行う中間支援団体、分野毎の全国団体等が集まり、令和4年2月25日にプラットフォームを設立しました。
- 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)では「孤独・孤立対策推進法に基づき、国・地方の孤独・孤立対策を強化する。特に、……国・地方における官民の連携・協働及び一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備を促進する」とこととされています。
- 現在、プラットフォーム事業として、①複合的・広域的な連携強化活動として、分科会や現場課題ワークショップの開催、自治体実務相談事業、②孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動として、シンポジウムを複数回開催、③情報共有、相互啓発活動として、メールマガジンの発信、事務局訪問記の実施、孤独・孤立対策に資する調査などを行っています。また、事業支援のための委託をしています。

事業イメージ・具体例

- 【プラットフォーム事務局の運営】
 - ・ 総会や幹事会、事務局会議（総務担当幹事）等会議開催、また、プラットフォーム会員の入会、退会、登録内容の変更など各種手続きを支援します。
- 【シンポジウムの開催】
 - ・ 孤独・孤立に係る支援事業を実践しているNPO等から事例や課題の紹介、意見交換を実施します。
- 【分科会の運営（年間あたり3テーマ）】
 - ・ 分科会の日程調整、Web会議運営、記録・集約等を実施します。
- 【調査の実施】
 - ・ 全国で活動するNPO等を対象に、活動内容、関係機関等との連携状況、人材育成方法等を調査します。

※この他、社会情勢の変化やプラットフォーム会員からの意見を踏まえて、各種事業を実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 本事業の実施により、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを通じた孤独・孤立対策におけるNPO等の連携・推進や、政策課題、対応策等を議論し、施策の充実が図られます。
- NPO等の連携が進むことで、複合的・継続的な支援が必要な方に行き渡り、様々な支援体制の構築が促進されます。